

介護保険 問合先 高齢介護課

7月に送付します 第1号被保険者の 介護保険料決定通知書

介護保険の運営状況の見直し

(7期介護保険計画の策定)に伴う介護サービス利用見込量や第1号被保険者(65歳以上)の負担率の変更などにより、平成30~32年度の介護保険料額が改定されました。この改定に伴い、平成27~29年度の基準額80,100円(年額)に対して、平成30~32年度の基準額は78,000円(年額)となり2.6%の減額となりました。

また、第1号被保険者の介護保険料については、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税の状況をもとに決定し、7月初旬に各個人に通知書を送付します。

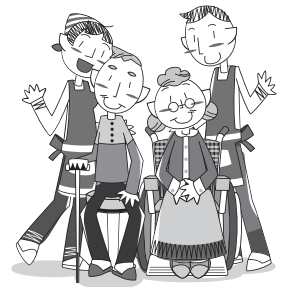
■介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定するため、4~6月を仮徴収期間といい、普通徴収(納付書や口座振替での納付)の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収(年金からの差し引き)の場合は2月の介護保険料額と同額を納付していただきます。仮徴収期間の介護保険料額と、7月に送付する介護保険料決定通知書に記載の介護保険料額(年間保険料額)との差額を7月~来年3月に納付していただきます。

保険料額 (年額)

段階	対象者	基準額に対する割合(倍)	保険料(円)
本人非課税	1 生活保護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.45	35,100
	2 世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.75	58,500
	3 世帯全員が非課税で第2段階以外の人		
	4 世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	70,200
	5 世帯に課税者があり、第4段階以外の人	1.0	78,000
本人課税	6 本人が課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	93,600
	7 120万円以上200万円未満	1.3	101,400
	8 200万円以上250万円未満	1.5	117,000
	9 250万円以上300万円未満	1.6	124,800
	10 300万円以上400万円未満	1.7	132,600
	11 400万円以上600万円未満	1.8	140,400
	12 600万円以上800万円未満	2.0	156,000
	13 800万円以上1,000万円未満	2.25	175,500
14 1,000万円以上	2.5	195,000	

額を、また特別徴収(年金からの差し引き)の場合は2月の介護保険料額と同額を納付していただきます。仮徴収期間の介護保険料額と、7月に送付する介護保険料決定通知書に記載の介護保険料額(年間保険料額)との差額を7月~来年3月に納付していただきます。



■介護保険料の減免など

災害などで一時的に収入が減少したため保険料が納付できなくなった場合などに、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。

また、生活に困窮している世帯(生活保護を受けている世帯除く)で、次の条件にすべて該当する場合は、介護保険料の一部を減額します。

条件

- 被保険者の所得段階が第2段階以上で、世帯全員の年間収入合計額が基準額(1人世帯108万円、2人世帯以上は世帯員1人につき54万円を加算)以下である
- だれからも扶養されていない
- 活用できる資産がない
- 世帯全員の預貯金、国債、地方債、その他金融資産の元本の合計金額が350万円を超えない
- 被保険者に介護保険料の滞納がない

減免内容

申請月以降の介護保険料を1段階下の所得段階保険料額に減額(申請が8月以降の場合は月割計算)

※減免には、申請書や資産調査の承諾書(家族全員分)などの提出が必要です。詳しくは問い合わせてください。

■保険料の納付は納期限までに

納期限までに納付しない場合に、本来納付する保険料額に加え、督促手数料(80円)や延滞金が増加される場合があります。また介護認定を受け、介護サービスを利用する場合は、納期限までに納めた人との公平を保つため、納付していない期間に応じた「給付制限」措置を行うことになり、1割または2割負担でのサービス利用や、高額介護サービスの利用ができない期間が生じることがあります。

安心して介護サービスをご利用いただくためにも、保険料の納付にご協力をお願いします。



■普通徴収で納付する人は

□座振替のご利用を

□座振替を利用すると、納付のたびに金融機関に出向く必要がなく、たいへん便利です。家族の□座からの引き落としによる納付もできます。